



今月の視点

「コロナ禍」「働き方改革」で拡充の助成金 ～ 助成金に挑戦して会社を元気にする ～

未曾有のコロナウイルス禍は世界中で感染が拡大しており、我が国では4～6月成長率が△27%となるなど、大きな影響が経済に及んでいます。このような状況で、会社の存続のためには自己責任は当然ながら、あらゆる公的支援をフルに活用することが重要となります。

社内の諸規定の整備を通じて、更なる会社の元気を維持しつつ、その上で経営力を強化することが必要となっています。

多くの企業がコロナ禍を受け、持続化給付金や家賃支援給付金など助成金や補助金、支援金などの申請にチャレンジし、実際に受給となっています。

これまでは「知っている人だけが得をする」という助成金・補助金などが広く一般に知られ、心理的なハードルも劇的に下がりました。

(1) 「働き方改革」で様々な義務が発生の一方、助成金が整備・充実

- 時間外労働の上限規制（原則45時間、年360時間、2020年4月1日より）
- 年次有給休暇の確実な取得の義務化（年5日以上）
- 全労働者の労働時間の適正な把握（現認、客観的な方法を要求）
- 勤務間インターバル制度の導入が企業の「努力義務」
- 正規社員と非正規労働者の不合理な待遇差を禁止。
- 正社員との待遇差の説明を義務化する、究極は正社員化。

(2) キャリアアップ助成金

例えば正社員コースは1事業所につき毎年度最大20人／1,440万円まで助成されます。「時間外労働上限規制」への対策は、生産性アップの機器、システムの導入が必須です。生産性を上げるためには、労働生産性を高める機器、システムの導入が一番の早道です。

【(一社)全国相続協会】 2020年 第13回全国大会セミナー in 名古屋

日 時 10月23日（金）AM10:00～PM17:30
テーマ 「アフターコロナ、ウィズコロナの相続に備えて！！」
～遺言と相続資金・手続きでベストパートナーとなろう～
会 場 ウィンクあいち（愛知県産業労働センター）
参加費 7,000円（オンライン参加あります）
※申込締切り：10月21日（水）

(3) 「新型コロナウイルス禍」での対応

「新型コロナウイルス」の感染拡大を受け、緊急事態宣言下では多くの企業が休業を余儀なくされました。また、コロナ禍でテレワークが爆発的に増えました。機器やセキュリティ、テレワーク対応の就業規則、労使協定等の対応が煩雑さを増すばかりです。

誤解を恐れずに言うと、今こそ助成金申請の大きなチャンスです。「コロナ禍で大変な今だからこそやるべき」と思います。例えば、雇用調整助成金は、申請しなければ会社が倒れることもありえます。しかし、それ以外の助成金は「やったことないから」でやらない会社が多いのが通例です。

では、なぜ今がチャンスなのでしょう。例えば、本来の上限を50万円とすればコロナ特別枠で上限100万円にアップするとか、あるいは対象経費の2分の1のところをコロナの影響を受ければ3分の2にアップなど、要件緩和が多いからです。

(4) 雇用調整助成金(雇調金) コロナ特例で休業手当の一時助成

○まずは申請期限が大切です。原則「支給対象期間の最終日の翌日から2ヵ月以内」です。

厳守です。必ずご確認ください。

「緊急雇用安定助成金」は雇用保険に加入していない人に対して休業手当を支給した場合です。いわば「パートさん用の雇調金」です。似ていますが、あくまで別の助成金ですから、各々別の支給申請です。

○会社に有利な計算方法を次の3つから選びましょう。

①労働保険の「確定保険料申告書」の数字

②源泉所得税の納付書の数字

③実際の休業手当支給額(一番分かりやすく、パート用はこれだけです。)

○「所得計算の根拠」の書類を添付する。

会社に最大限メリットがある金額を出す一方で、「最後は労働局が決めてください」との記載が一番いいと思います。それと、根拠となる計算式を書くなどわかりやすくすれば審査がスムーズな上、支給も早くなります。

○在宅勤務は休業ではありません。

在宅勤務は会社が「自宅で働いてください」と指示するのであり、休業とは会社が「休んでください」と指示するものであり、違いは明白です。不正受給扱いされてしまうので注意が必要です。調査で発覚したら「全額返金+重たいペナルティ」という結果になります。

後日、労働局から「調査」の連絡がきて、「申請した内容の事実確認や、書類の原本確認(虚偽がないか)」などについての調査が実施されることもあります。

○有給休暇の関係はどうなるでしょう。

聞いた時のタイミングが問題です。会社の休業命令が先か、社員の有給の請求が先かです。会社が早ければ有給の請求は認められません。しかし、本人がどうしても有給を消化したい、といえども使わせても差し支えありません。もちろん、有給取得は休業手当を払う義務はありません。なぜなら二重払いになってしまうからです。

(5) パート休業補償(新型コロナウイルス感染症対応休業給付金)

○「会社から休業手当を払ってもらえなかった社員がもらえるお金」です。これは、社員が申請か会社が申請かどちらでもできます。会社から「休業手当を払えなかった方に対して、当社で全員分を申請しますで、皆さんは安心してください」と丁寧に周知・説明し、会社が申請するのがベターかと思います。

(6) テレワークやIT化に関する助成金

○これらは複数あります。つまり、「一つの事業に対して、当てはまる制度が複数ある」という意味です。

	①テレワークシステムの導入	②テレワーク以外のシステム（ソフトウェア）の導入	③ホームページ等の作成、その他広告宣伝	④生産用機械の設備投資
(A) テレワーク助成金 (上限300万円)	◎			
(B) IT導入補助金 (上限450万円)	○ 登録されたITツールだけが対象	◎ 登録されたITツールだけが対象		
(C) 小規模事業者持続化補助金 (※コロナ特例は上限100万円)		○	○	○
(D) ものづくり補助金 (上限1,000万円)		○		○
(E) インターバル助成金 (上限100万円)	○	○		◎

◎：おススメの制度 ○：検討してみたい制度

複雑そうですが、上図①～④のうち、取り組む事業が一つなら迷いません。申請期限、金額、採択率を見て、ベストな助成金を選びましょう。

例えば、②ならば選択肢は(B)～(E)まであります。その中で(B)がベターでしょう。注意点は「相見積り書が必要」ということです。不正防止の観点から作られたルールですが「同じ商品（又は類似商品）で2つ以上の見積りを取り、安い方を買ってください」ということです。特殊なものならばネットで類似品を探して、そのHPをプリントすることでいいでしょう。大切な税金を使うのですから妥当な金額の表示は必須です。

他の助成金でも同様です。

○テレワーク助成金のおおまかな流れは以下のようです。

- ・労働局に事業計画（交付申請書）の提出（2020年12月1日まで）
- ・労働局の認定（交付決定）
- ・予定していた取組を実施（発注、導入、支払等）
- ・証拠書類を添付し、支給申請（2021年3月1日まで）
- ・支給決定（助成金の振込み）

(7) ものづくり補助金

○4次締切り：11月、5次締切り：2021年2月頃です。

どのようなケースが対象になるかを検討しましょう。例えば、最新型の機械を刈田岳、老朽設備の買換えなどは不採択です。

○ちなみに、採択事例のキーワードは、生産性向上・短納期化・内製化・自動化・新製品や新サービスの開発・都道府県初や地域初・IoT・AI・ロボットなどです。

○取り組む事業をよく整備して「表現方法」を変えると採択されるケースがありますので、事業計画書はストーリー仕立てで書きましょう。

○交付までの流れは以下です。

- ①事業着手の承認申請→②加点のための準備→③コロナ特別枠で申請→④交付申請→⑤交付決定→⑥事業の開始→⑦実績報告→⑧補助金の交付

(8) インターバル助成金

○普段から労務面を整備しておかないと受給できない助成金が増えています。

- 日頃から法令順守（コンプライアンス）を大事にします。
- 下のような事例に該当すると不採択の可能性が高いようです。
 - ・労働基準監督署に一度も「36協定」を届け出たことがない。
 - ・就業規則、雇用契約書に「時間外労働はない」と明記されている。

(9) 助成金活用のための経理のあり方

- 助成金は法人税の課税対策であり、勘定科目は雑収入です。計上のタイミングは「支給が確定した時」で、入金時ではありません。
- 資金繰りは余裕をもちましょう。支給されるのは、何かにとり組んだり、何かにお金を使った「後」です。先に支給されることは原則ありません。1年以上かかるケースもあります。「出たらラッキー」くらいがいいでしょう。
- 申請関係書類は保存する義務があります。
- 労務面を整えないと受給できない助成金が増えています。
- 「不正申請」は絶対にしない。

以上、概要をお伝えしました。ご利用の際は、官公庁のHPでご確認ください。または、弊社法人までご連絡ください。当事務所が厚生労働省・経済産業省関係の小冊子を進呈します。ご用命をお待ちしています。

石川 光男

10月の税務と労務

- | | |
|------------------------|------------|
| ・ 8月の決算法人の確定申告、消費税など納税 | 期限(11月2日) |
| ・ 2月の決算法人の中間申告、納税 | 期限(11月2日) |
| ・ 2月の決算法人の消費税の中間申告 | 期限(11月2日) |
| ・ 9月分源泉所得税納付 | 期限(10月12日) |

税理士法人みらい経営（発行元）

税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 **石川 光男**

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

TEL 052 (651) 6000 FAX 052 (652) 0066

ishikawa@ishikawakk.or.jp

<https://www.mirai-kg.com/>